

船舶事故調査報告書

平成21年9月3日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 長 後 藤 昇 弘
委員 楠 木 行 雄
委員 横 山 鐵 男（部会長）
委員 山 本 哲 也
委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成21年2月27日 15時58分ごろ本船上の船長が発見された。）
発生場所	不明（上記発見場所は、山形県鶴岡市波渡埼灯台から真方位270°12.2海里付近（概位 北緯39°41.2′ 東経139°22.0′）であった。）
事故調査の経過	平成21年3月18日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか2人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 ^{だいえい} 大栄丸、3.75トン YM3-3083（漁船登録番号）、個人所有 9.95m（Lr）×2.36m×0.73m、FRP ディーゼル機関、66kW、昭和54年9月30日
乗組員等に関する情報	船長 男性 68歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年4月3日 免許証交付日 平成20年6月2日 （平成26年4月27日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
事故の経過	本船は、平成21年2月27日04時30分ごろ、船長1人が乗り組み、小型底びき網漁業の目的で、山形県鶴岡市小波渡漁港を出港し、同港西方沖で操業を行っていた。15時45分ごろ、いつも漁業無線で本船と連絡をとり合っている僚船が、連絡がとれなくなったため不審に思い、付近を航行中の別の僚船に依頼し、この僚船が本船に接舷して確認したところ、15時58分ごろ船長が下半身を右舷揚網機リールに袖網ごと巻き込まれた状態で発見され、病院に搬送されたが、20時00分死亡が確認された。 死亡推定時刻は07時00分ごろで、死因はくも膜下出血と検案された。
気象・海象	気象：風向 東北東、風力 1、気温 1.3℃、日照時間 0 海象：波高 約1.3m

<p>その他の事項</p>	<p>船長は、平成18年に心筋梗塞を発病し、その後薬を毎日服用していたが、日ごろ、体調不良を訴えてはいなかった。</p> <p>主機関は、操縦レバーを中立状態として運転しており、揚網機の油圧ポンプも運転中であった。また、右舷揚網機は、操作レバーが逆転の微速運転状態であったが、漁具を引っ掛けるフックがリールの手摺りに挟まって停止していた。</p>	
<p>分析</p>	<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明 不明 なし</p> <p>死因はくも膜下出血であった。</p> <p>船長がくも膜下出血を発症したのが、揚網機リールに巻き込まれる以前であるか、あるいは巻き込まれた以後であるかについては、明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船に1人で乗り組んでいた船長が、山形県鶴岡市小波渡漁港西方沖において操業中、くも膜下出血を発症したため発生したものと考えられるが、その前提状況が不明のため、事故の原因を明らかにすることはできなかった。</p>	